

いまやろ！くるみん【No.8】

平成27年6月1日発行



愛媛労働局雇用均等室



初夏の候、ますますご発展のほどお喜び申し上げます。

さて、新年度がはじまり、平成25年度からはじまった「いまやろ！くるみん」も今回で第8号となりました。本号では新しくなったくるみんの認定基準や株式会社あわしま堂、医療法人弘友会の取組などを発信していきたいと思っておりますので、是非ご覧いただき、引き続き仕事と家庭の両立にご尽力いただきますようお願いいたします。



平成26年度のくるみん認定企業は

- 社会福祉法人 福角会
- 医療法人財団 慈強会
- 第一印刷株式会社
- 医療法人 団仲会奥島病院(2回目)
- 芙蓉海運株式会社
- 株式会社あわしま堂
- 医療法人 弘友会(2回目)

愛媛県の認定企業は**32社**となりました!!
おめでとうございます!!

ここでは新しくなった「くるみん」の認定基準の改正ポイントを紹介します！

①男性の育児休業者の特例

認定基準5

計画期間において、男性従業員のうち育児休業を取得したものが**1名以上**いること。

従業員数が300人以下の一般事業主の特例

男性の育児休業取得者がいなかった場合、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たします。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性従業員がいる。
(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
- ② 計画期間内に中学校卒業前の子を育てる従業員に対する所定外労働時間の短縮措置を利用した男性従業員がいること。
- ③ 計画の開始前3年以内の期間に男性の育児休業取得者がいること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性従業員がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性従業員がいること。

②女性の育児休業取得率と特例

認定基準6

計画期間において、女性従業員の育児休業取得率が、**75%以上**であること。

従業員数が300人以下の一般事業主の特例

計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業取得率が75%以上であれば基準を満たします。

(例えば、3年間さかのぼると取得率が75%に満たないが、2年間であれば75%以上となる場合は、2年間だけさかのぼっても構いません)





★「くるみんマーク」取得企業

株式会社あわしま堂(平成27年1月29日認定)

●木網社長のくるみん取得の抱負

当社では、社員が笑顔で仕事ができ、成長できる職場環境を作ることに取り組んでいます。その一環として、女性活躍推進があり、女性が活躍できる職場環境づくりの一つに、性別にかかわらず社員の子育て支援があると考えて取組みを強化して参りました。「くるみんマーク」はその結果取得できたものと考えております。

代表取締役社長 木網徳勝



育児休暇の取得を会社が積極的に推奨してくれたことによって非常にスムーズに1か月の育児休暇を取得することができました。また、上司をはじめ職場の周囲の方の理解があったことも助かりました。育児休暇中、夫婦そろって娘の日々の成長を見ることができたことは良い経験になりました。そして何よりも育児の苦勞を妻と共有できたことは良かったと思います。

生産部愛媛本社工場物流課 森重 均

医療法人弘友会(平成27年3月30日認定)



●加戸理事長のくるみん取得の抱負

2回目のくるみんマークを取得しました。やりがいと充実感を持って働く仕事と育児を含めた生活のバランスをとることを目指し、有能な人材の確保・育成・定着につなげたいと考えています。

当法人では、2月より男女共に育児休業の最初の一日を有給の育児休業としました。出産後は母子を中心に考えるのが一番だと思います。実際、育休中の女性スタッフに聞いてみると「出産後直ぐに主人が休みをとって手助けしてくれるのも有難いが、出産後の緊張が切れて1人の時間が欲しかった時期に育休を取って欲しかった」という意見もありました。今後、みんなの意見を参考にしながら、よりよい取組みをしていきたいです。

理事長 加戸秀一



私は、第1子が7ヵ月で仕事復帰をしました。生後7ヵ月ではまだまだ心配な事も多く、不安もありましたが、加戸病院の敷地内にある「かと保育園」で温かく見守っていただき、安心して仕事をすることができました。そんな中、第2子を授かり、産休・育休中も、第1子を預かってもらい、子どもとの貴重な時間を過ごすことができ、感謝しています。第2子の時も7ヵ月で復帰し、安心して仕事をする事ができています。私は病棟勤務で、夜勤業務もありますが、夜間保育があり利用しています。安心して働ける環境と病棟スタッフ、保育園の先生方に感謝し、仕事を続けていこうと思います。

看護部 大野未来

各社の取り組み内容は、愛媛労働局のホームページに掲載されています。詳しくはこちらへ！

http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/subpagex.html



【編集発行】愛媛労働局雇用均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎

TEL : 089-935-5222 FAX : 089-935-5223

HP http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukinntou/k_kinto.html

